

3月31日(日)
午前8時30分～
午後0時30分

休日に転入・転出手続き関連の窓口業務を行います

年度末は、転入・転出などの届出が多くなることから、次のとおり開庁します。

場所	階	窓口業務を行う課	業務内容
市役所庁舎	1階	市民課 (内線138)	<ul style="list-style-type: none"> ●住民異動届、戸籍の届出、印鑑登録などの受付 ●住民票の写し、戸籍謄(抄)本の交付(広域交付の取扱いはありません) ●印鑑登録証明書などの交付 ●マイナンバーカードの受取(受取り予約をしたかたのみ) ●パスポートの受取(午前9時～正午) ※特例転入(マイナンバーカードなどを所有し、転出手続き時に転出証明書の交付を受けていないかたの転入)の届出は手続きできない場合があります。
		福祉課 (内線164)	●障害者手帳の申請、各種届出受付
		高齢介護課 (内線176)	●介護保険の資格異動手続
		保険年金課 (内線142)	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険資格異動手続 ●国民年金の手続(資格異動手続きに伴うもの) ●後期高齢者医療保険の転入・転出手続(被保険者証は後日郵送)
	2階	教育指導課 (内線265)	●転校の手続き、就学援助の申請受付
しほびす おつか	1階	子ども保育課 (内線186)	<ul style="list-style-type: none"> ●児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の手続 ●子ども医療費、ひとり親家庭等医療費の手続 ★ベビーベッド貸し出しの手続 ★パパ・ママ応援ショップ優待カードの配布 ※★の業務は、3月31日(日)のみ(通常は子育て支援課が窓口となります。)。

注) 関係機関に照会を必要とするものは手続きできない場合があります、平日に再来庁をお願いすることがあります(詳細は各担当窓口へ。)

問合せ 各窓口担当課 ☎ 0480 (92) 1111

退職したかた、配偶者の扶養から外れたかたへ 国民年金の手続きが必要です

20歳以上
60歳未満

厚生年金、または共済年金から外れた本人と配偶者は、国民年金の手続きと、保険料の納付が必要です。

手続き窓口

市役所1階 保険年金課または春日部年金事務所

保険料

16,980円(令和6年度) ※16,520円(令和5年度)

持ち物

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・厚生年金などの喪失日が確認できるもの(厚生年金被保険者資格喪失証明書など)
- ・本人確認書類

1点でよいもの

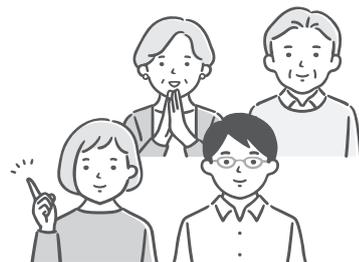
運転免許証、パスポート、
マイナンバーカード、障害者手帳など

2点必要なもの

健康保険被保険者証、基礎年金番号通知書など

免除制度

保険料を納めることが困難な場合、保険料の納付が免除される制度があります。



問合せ

春日部年金事務所 ☎ 048 (737) 7112

市保険年金課国民年金担当 ☎ 0480 (92) 1111 線 140・149